

揭示用

飯山農業振興地域整備計画の軽微な変更及び計画書の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく飯山農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更を飯山農業振興地域整備計画変更書のとおり行いました。

なお、当該計画変更書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和7年7月10日

飯山市長 江沢 岸生

1 縦覧場所

飯山市役所経済部農業政策課(所在地 飯山市大字飯山 1110 番地1号)